

宝塚市指定保育所助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保育が必要な児童が宝塚市指定保育所指定等に係る要綱第4条により指定された保育所（以下「指定保育所」という。）に入所する場合において、当該指定保育所に対し助成を行うことにより、保育水準の維持向上を図り、もつて当該児童の健全な育成に資することを目的とする。

(助成措置、使途基準及び種類)

第2条 市長は、指定保育所が次条に定める助成対象児童を入所させた場合に、予算の範囲内において、指定保育所の代表者（以下「代表者」という。）に対し指定保育所助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとする。

2 助成金の使途は助成対象児童の保育にかかる必要な費用とし、種類及び額等は、別表に定めるとおりとする。

(助成対象児童)

第3条 助成対象児童は、宝塚市に居住する0歳（生後56日目までは除く。）から5歳（年齢は、当該年度の前年度の末日（3月31日）時点とする。以下同じ。）までの児童で、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第3項の規定により認定された者とする。

(助成対象児童の入所手続き及び保育料)

第4条 前条に定める助成対象児童が指定保育所に入所するには、保護者は希望する指定保育所に入所申込を行い、入所許可を受けた後、指定保育所入所届出書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の指定保育所入所届出書を受領したときは、当該助成対象児童の別表に定める保育料を決定し、当該指定保育所に対して、助成対象児童通知書（様式第1号）を交付するものとする。

3 指定保育所は、前項の通知に基づき、前項の保育料を対象児童の保護者から徴収することができる。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする代表者は、指定保育所助成金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 指定保育所助成金所要額調書（様式第3号）
- (2) 職員等調査書（様式第4号）
- (3) その他必要書類

(助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受領したときは、その内容を審査のうえ助成金の交付の適否を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(交付決定額の変更)

第7条 助成金の交付決定を受けた代表者は、交付決定のあつた助成金の額の変更を受けようとするときは、指定保育所助成金変更交付申請書（様式第5号）に指定保育所助成

金所要額調書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請があつたときは、前条の規定を準用する。

(助成金の請求及び交付)

第8条 助成金の交付決定を受けた代表者は、次に掲げる助成金の種類に応じ、当該各号に定めるところにより助成金の請求をするものとする。

(1) 保育費助成金 毎月の保育費助成金請求書（様式第6号）、入退所状況表（様式第7号）及び職員配置状況表（様式第8号）を翌月10日までに市長に提出すること。

(2) 施設整備費助成金 市長が必要と認める指定保育所の施設又は設備の整備を行うときは施設整備費助成金請求書（様式第9号）を市長に提出すること。

2 市長は、前項の規定による請求があつたときは、請求内容を審査の上、必要と認めた場合は、請求があつた日から14日以内に助成金を交付するものとする。

(報告又は実地調査等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）の遂行状況の報告を求め、又は実地調査等を行うことができる。

(是正措置)

第10条 市長は、助成金の目的を達成するために必要があると認めるときは、助成事業に関する是正措置を代表者に命じることができる。

2 是正措置を命じられた代表者は、速やかにその改善を図り、市長に是正に関する結果を報告しなければならない。

(助成金の額の変更)

第11条 市長は、第9条の規定による報告又は実地調査等若しくは前条第2項の規定による結果報告に係る書類の審査により、助成金の額の変更が必要であると認めるときは、交付すべき助成金の額を変更し、指定保育所助成金額変更通知書（様式第10号）により代表者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により額の変更を行った場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めてその差額の返還を命じるものとし、追加して助成金を交付する必要があると認めるときは、予算の範囲内で追加して助成金を交付することができる。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、助成金の交付決定を受けた代表者が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 宝塚市指定保育所指定等に係る要綱第7条により指定が取り消されたとき。
- (2) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (5) その他この要綱の規定に違反したとき。

(助成金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 市長は、指定保育所が第8条第1項第2号に規定する施設整備費助成金の交付を受けた日から3年以内に廃止等した場合は、既に交付した当該助成金について、次のとおり返還を命じるものとする。

(1) 1年以内に廃止等のとき 既に交付した額

(2) 1年を超え、2年以内に廃止等のとき 既に交付した額の2分の1

(3) 2年を超え、3年以内に廃止等のとき 既に交付した額の4分の1

(施行の細目)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成21年7月1日から施行し、改正後の宝塚市指定保育所助成金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、平成21年5月1日から適用する。

(助成金の内払)

2 改正前の宝塚市指定保育所助成金交付要綱の規定に基づいて、平成21年5月1日からこの要綱施行の日の前日までの間に支払われた助成金は、改正後の要綱の規定による助成金の内払とみなす。

付 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表2（注）6の規定は、施行日以後に指定保育所に入所している助成対象児童に適用し、同日前に指定保育所に入所している助成対象児童については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係「助成措置」及び第4条関係「保育料」）

1 保育費助成金

- (1) 保育費助成金は、助成対象児童1人当たりの助成基準額から当該助成対象児童の保育料を控除した金額とする。
- (2) 助成対象児童1人当たりの助成基準額は、次表のとおりとする。ただし、助成対象児童の保育料が半額になる場合は、(5)のときを除き、助成基準額を半額(1,000円未満の端数は切り捨てて算出する。)とする。
- (3) 1歳以上の助成対象児童で、市長が特別な支援を要すると認めた場合は、0歳児の助成基準額を適用する。
- (4) 市長が、災害時の安全確保や感染症の拡大防止等のために、指定保育所に対して休所の要請をし、指定保育所がその要請を受けて休所をした場合で、指定保育所が保護者から徴収する保育料のうち休所期間に相当する額の保育料を減額したときは、その減額した額を助成金に加算して指定保育所に交付することができる。
- (5) 助成対象児童の入所指定日は、毎月1日又は16日(入所日が休所日にあたるときは、その翌日とする。)とし、入所指定日外の入所については、当該入所日から直近の入所指定日までの間は、助成の対象外とする。

年齢区分	助成基準額(円)	半額の場合(円)
0歳児	144,000	72,000
1歳児、2歳児	86,000	43,000
3歳児	43,000	21,000
4歳以上児	37,000	18,000

2 保育料

助成対象児童の属する世帯の階層区分		減免区分	保育料(円)	
階層区分	定義		3歳未満児	3歳以上児

A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者が属する世帯、並びに市町村民税が非課税である特例世帯		0	0
B	A階層を除き、市町村民税が非課税である世帯	10割減免	7,000 0	5,000 0
C	市町村民税所得割課税額が48,600円未満である世帯(特例世帯に該当する世帯に限る。)	10割減免	8,000 0	3,000 0
	市町村民税所得割課税額が48,600円未満である世帯(特例世帯に該当する世帯を除く。)	5割減免 10割減免	15,000 8,000 0	6,000 3,000 0
D	市町村民税所得割課税額が48,600円以上77,101円未満である世帯(特例世帯に該当する世帯に限る。)	10割減免	8,000 0	3,000 0
	市町村民税所得割課税額が48,600円以上77,101円未満である世帯(特例世帯に該当する世帯を除く。)	5割減免 10割減免	30,000 15,000 0	15,000 8,000 0
	市町村民税所得割課税額が77,101円以上133,000円未満である世帯	5割減免 10割減免	30,000 15,000 0	15,000 8,000 0
E	市町村民税所得割課税額が133,000円以上301,000円未満である世帯	5割減免 10割減免	45,000 23,000 0	23,000 12,000 0

F	市町村民税所得割課税額が30 1,000円以上である世帯		60,000	30,000
		5割減免	30,000	15,000
		10割減免	0	0

- (注) 1 指定保育所への入所がその月の16日(休所日の場合は翌日を含む。)であるとき、又は退所がその月の15日以前であるときは、保育料を半額とする。
- 2 1に定める場合を除き、助成対象児童が同一月中において、休所日を含み連続して20日以上休所した場合は、保育料を半額とする。
- 3 入所指定日外の入所の場合の保育料は、指定保育所が定めた金額を、日割り計算等の方法によつて、保護者の了解を得て徴収することができる。
- 4 次の各号に該当する場合の保育料は表の減免区分を適用し、減免額は1,000円未満の端数を切り捨てて算出する。

なお、年齢が同一である児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。

(1) 表の減免区分中、5割減免を適用する児童

ア 市町村民税非課税世帯を除いた市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯(特例世帯に該当する世帯を除く。)で特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条の2に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合において、当該特定被監護者等のうち年齢の高い順から2人目に当たる児童

イ アに定める場合のほか、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条に規定する負担額算定基準子ども(ただし、同条の小学校第三学年修了前子どもを除く。以下「指定保育所保育料算定基準子ども」という。)である他の児童が1人いる場合において、指定保育所の入所児童のうち、最も年齢の高い児童

ウ ア及びイに定める場合のほか、指定保育所にのみ2人以上が入所している場合において、最も年齢の高い児童の次に年齢の高い児童

(2) 表の減免区分中、10割減免を適用する児童

ア 市町村民税非課税世帯(特例世帯に該当する世帯を除く)で特定被監護者等が2人以上いる場合において、当該特定被監護者等のうち年齢の高い順から2人目に当たる児童

イ 市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯(特例世帯に該当する世帯に限る。)で特定被監護者等が2人以上いる場合において、当該特定被監護者等のうち年齢の高い順から2人目に当たる児童

ウ 市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯(特例世帯に該当する世帯を除く。)で特定被監護者等が3人以上いる場合において、当該特定被監護者等のうち年齢の高い順から3人目に当たる児童

エ ア、イ及びウに定める場合のほか、指定保育所保育料算定基準子どもである他の児童が2人以上いる場合において、指定保育所に入所している児童

オ ア、イ及びウに定める場合のほか、指定保育所保育料算定基準子どもで

ある他の児童が1人、指定保育所に2人以上が入所している場合において、指定保育所入所児童のうち最も年齢の高い児童を除いた他の児童

カ ア、イ及びウに定める場合のほか、指定保育所にのみ3人以上の児童が入所している場合において、最も年齢の高い児童と次に年齢の高い児童を除いた他の児童

5 この表において「市町村民税所得割課税額」とは、宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則(平成27年規則第34号。以下「規則」という。)第3条第3項の規定を準用して得られた額とし、「特例世帯」とは規則別表第1備考1各号のいずれかに該当する世帯をいう。

6 保育料の決定は、4月から8月までについては前年度分の市町村民税の課税状況に基づき、9月から翌年3月までについては当該年度分の市町村民税の課税状況に基づき、それぞれ行うものとする。

7 階層区分の認定変更は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り行うことができる。

(1) 納入義務者が居住する家屋又は家財等が、当該年度内に風水害、火災等による損害を受け、その損害額(保険金、賠償金等によって補填される額を除く)が当該年度の保育料算定の基礎となった所得の10分の3以上である場合

(2) 納入義務者が失業等により収入をたたれ、又は著しい減収となり、当該年の所得(見込)額(保険金等によって補填される額を加える)が当該年度の保育料算定の基礎となった所得の10分の6未満である場合

(3) 市町村民税額が更正又は変更された場合

(4) 保育料を決定した市町村民税所得割課税額が97,000円未満であつて、婚姻によらないで母又は父となり現に婚姻をしていない納入義務者で、市町村民税の寡婦(寡夫)控除が取得できていない場合

8 階層区分の認定変更は次の方法により行うものとする。

(1) 前項第1号については当該年分の所得見込額から損害額を控除し、市町村民税額を試算し、階層を変更する。

(2) 前項第2号については、当該年分の所得見込額を推計し、市町村民税額を試算し、階層を変更する。この場合における所得見込額は雇用保険受給額、休業補償金、傷病手当金等の収入額も算入するものとする。

(3) 前項第3号については、変更後の税額に基づいて階層を変更する。

(4) 前項第4号については、市町村民税を寡婦(寡夫)控除の適用があつたものとみなして計算し、階層を変更する。

9 前項の場合において、該当する者以外の納入義務者の税額は、当該年度の保育料算定の基礎となった税額と変動がないものとする。

10 第7項第1号又は第2号の事由により、認定の変更を受けようとする納入義務者は、保育料階層区分認定変更申請書に当該事由を証する証明書等を添付して提出しなければならない。

11 第7項第3号の事由により、認定の変更を受けようとする納入義務者は、税

額の変更を証する書面を添えて届け出なければならない。

12 第7項第4号の事由により、認定の変更を受けようとする納入義務者は、保育料階層区分認定変更申請書（みなし寡婦（寡夫）控除用）を提出しなければならない。

13 階層区分の認定を変更する時期は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第7項第1号又は第2号の事由による場合

ア 第10項の申請が4月から7月の間にあった場合は、申請のあった翌月から8月までの保育料に限り行う。ただし、保育料決定をした翌月の末日までに第10項の申請があった場合は、保育料決定をした月から変更する。

イ 第10項の申請が9月から2月の間にあった場合は、申請のあった翌月から当該年度末までの保育料に限り行う。ただし、保育料決定をした翌月の末日までに第10項の申請があった場合は、保育料決定をした月から変更する。

(2) 第7項第3号の事由による場合は、第11項の届け出があった翌月から変更する。

(3) 第7項第4号の事由による場合

ア 第12項の申請が4月から8月の間にあった場合は、4月から8月までの保育料に限り行う。

イ 第12項の申請が9月から3月の間にあった場合は、9月から3月までの保育料に限り行う。

14 助成対象児童の入所に伴い入所金を徴収する場合は、一人当たり3万円以下とする。

3 施設整備費助成金

施設整備費助成金は、備品等整備のための助成基準額28,000円に入所定員を乗じた金額の範囲内で市長が必要と認める指定保育所の施設又は設備の整備等のために交付する。

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例
施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年条例第17号。以下「利用者負担条例」という。）第3条第1項、第12条並びに附則第2条及び第4条の規定に基づき、利用者負担条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）及び利用者負担条例において使用する用語の例による。

(階層認定)

第3条 市長は、特定教育・保育施設から特定教育・保育、特別利用保育若しくは特別利用教育を受ける支給認定子ども又は特定地域型保育事業者から特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。）を受ける支給認定子どもの保護者又は扶養義務者（以下「納入義務者」という。）の負担能力に応じ、当該支給認定子どもの属する世帯の階層区分を認定するものとする。

2 前項の認定は、4月から8月までについては前年度分の市町村民税の課税状況に基づき、9月から翌年3月までについては当該年度分の市町村民税の課税状況に基づき、それぞれ行うものとする。

3 第1項の認定に当たり算定される市町村民税所得割課税額は、地方税法（昭和25年法律第226号）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定によって計算するものとする。この場合において、地方税法第314条の7、第314条の8、第314条の9並びに同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定は、適用しない。

4 納入義務者は、第1項の認定に必要な書類として子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第2条第2項第1号に規定する書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

5 納入義務者が前項の書類を提出しない場合で、市長が当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認できないときは、別に市長が定めるところにより、第1項の認定を行うものとする。

(平28規則19・一部改正)

(利用者負担額)

第4条 利用者負担条例第3条第1項並びに附則第2条及び第4条の規則で定める額は、前条第1項の規定により認定した階層区分に基づき、次の各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 支援法第19条第1項第1号に該当する者 別表第1に定める額
- (2) 支援法第19条第1項第2号に該当する者（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。） 別表第2に定める額
- (3) 支援法第19条第1項第2号に該当する者（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）及び同項第3号に該当する者 別表第3に定める額

(平28規則19・平28規則40・一部改正)

(児童手当の受給資格者からの申出による利用者負担額の徴収)

第5条 市長は、児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条に規定する受給資格者が、同法第21条第2項の規定に基づき、児童手当の支払を受ける前に当該児童手当の額の全部又は一部を前条第2号又は第3号に定める利用者負担額の支払に充てる旨を申し出た場合には、当該受給資格者に児童手当の支払をする際に当該利用者負担額を徴収することができる。

(保育所利用に係る利用者負担額の徴収方法)

第6条 市長は、利用者負担条例第4条又は附則第2条第1項の規定による徴収を毎月納入通知書により行うものとする。

2 市長は、納入義務者の承諾があるときは、前項の規定にかかわらず、同項の徴収を口座振替の方法により行うことができる。

(保育所利用に係る利用者負担額の督促及び滞納処分)

第7条 市長は、前条の規定による徴収を行う場合で、納入義務者が利用者負担条例第9条に規定する納期限までに利用者負担額を納入しないときは、期限を指定して督促を行う。

2 市長は、前項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに利用者負担額を納入しないときは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第8項又は支援法附則第6条第7項の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することができる。

（平28規則19・一部改正）

（身分証明書）

第8条 児童福祉法第56条第8項若しくは第9項又は支援法附則第6条第7項の規定による滞納処分の事務を行う場合の職員の身分を示す証明書は、利用者負担額徴収吏員証（別記様式）とする。

2 利用者負担額について滞納処分を行う職員は、前項の証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（平28規則19・一部改正）

（延長保育料の徴収方法）

第9条 第6条及び第7条第1項の規定は、利用者負担条例第7条の規定により徴収する延長保育料及び利用者負担条例附則第3条第1項の規定により徴収する特例延長保育料について準用する。

（一時預かり事業利用料の徴収方法）

第10条 市長は、利用者負担条例第8条に規定する一時預かり事業利用料を納入義務者から現金で徴収するものとする。

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか、利用者負担条例及びこの規則の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平28規則19・一部改正）

（宝塚市保育料徴収規則の廃止）

2 宝塚市保育料徴収規則（昭和62年規則第16号）は、廃止する。

附 則（平成28年規則第19号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式の改正規定は、平成28年4

月1日から施行する。

2 この規則による改正後の宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定（別記様式の規定を除く。）は、平成27年4月1日から適用する。

（経過措置）

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則別記様式により現に発行されている証票は、新規則別記様式により発行された証票とみなす。

附 則（平成28年規則第40号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 新規則の規定は、平成28年4月1日以後の特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育又は特定地域型保育（以下「特定教育・保育等」という。）の実施に係る利用者負担額について適用し、同日前の特定教育・保育等の実施に係る利用者負担額については、なお従前の例による。

附 則（平成29年規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の規定は、平成29年4月1日以後の特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育又は特定地域型保育（以下「特定教育・保育等」という。）の実施に係る利用者負担額について適用し、同日前の特定教育・保育等の実施に係る利用者負担額については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

（平28規則19・平28規則40・平29規則9・一部改正）

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分	利用者負
-------------------------	------

階層区分	定義	担額 (月額)
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者が属する世帯	0円
B0	市町村民税所得割非課税世帯（特例世帯に該当する世帯に限る。）	0円
B1	市町村民税非課税世帯（特例世帯に該当する世帯を除く。）	2,500円
D1	納入義務者の市町村民税所得割課税額の合計額が77,101円未満 （特例世帯に該当する世帯に限る。）	3,000円
	納入義務者の市町村民税所得割課税額の合計額が77,101円未満 （特例世帯に該当する世帯を除く。）	8,600円
D2	納入義務者の市町村民税所得割課税額の合計額が77,101円以上 211,201円未満	16,300円
D3	納入義務者の市町村民税所得割課税額の合計額が211,201円以上	21,500円

備考

- この表、次表及び別表第3において「特例世帯」とは、次の各号のいずれかに該当する世帯をいう。
 - 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養している者の世帯
 - 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けた者のいる世帯
 - 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定による療育手帳の交付を受けた者のいる世帯
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のいる世帯
 - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による特別児童扶養手当の支給対象児のいる世帯又は国民年金法（昭和34年法

律第141号）の規定による国民年金の障害基礎年金等の受給者のいる世帯
(6) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める者のいる世帯

- 納入義務者全員の市町村民税所得割課税額が非課税である世帯又は納入義務者の市町村民税所得割課税額の合計額が77,101円未満の世帯（特例世帯に該当する世帯に限る。）において、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「支援法施行令」という。）第14条の2に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合の利用者負担額は、利用者負担額の算定に係る支給認定子どもが当該特定被監護者等のうち年齢の高い順から2人目以降に当たる場合にあつては、無料とする。
- 備考2に定める場合のほか、納入義務者の市町村民税所得割課税額の合計額が77,101円未満の世帯において、特定被監護者等が2人以上いる場合の利用者負担額は、利用者負担額の算定に係る支給認定子どもが当該特定被監護者等のうち年齢の高い順から2人目に当たる場合にあつてはこの表に定める額の2分の1に相当する額（当該額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り上げた金額）とし、当該支給認定子どもが当該特定被監護者等のうち年齢の高い順から3人目以降に当たる場合にあつては無料とする。
- 備考2及び備考3に定める場合のほか、同一世帯に支援法施行令第14条に規定する負担額算定基準子どもに該当する児童が2人以上いる場合の利用者負担額は、利用者負担額の算定に係る支給認定子どもが当該負担額算定基準子どものうち年齢が高い順から2人目に当たる場合にあつてはこの表に定める額の2分の1に相当する額（当該額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り上げた金額）とし、当該支給認定子どもが当該負担額算定基準子どものうち年齢の高い順から3人目以降に当たる場合にあつては無料とする。

別表第2（第4条関係）

（平28規則19・平28規則40・平29規則9・一部改正）

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層	定義	保育標準時間認定	保育短時間認定

区分				
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者が属する世帯		0円	0円
B0	市町村民税非課税世帯(特例世帯に該当する世帯に限る。)		0円	0円
B1	市町村民税非課税世帯(特例世帯に該当する世帯を除く。)		4,800円	4,700円
D1	納入義務者の市町村民税所得割課税額の合計額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満(特例世帯に該当する世帯に限る。)	6,000円	6,000円
		48,600円未満(特例世帯に該当する世帯を除く。)	12,500円	12,200円
D2	48,600円以上 72,800円未満(特例世帯に該当する世帯に限る。)	48,600円以上 72,800円未満(特例世帯に該当する世帯を除く。)	6,000円	6,000円
		48,600円以上 72,800円未満(特例世帯に該当する世帯を除く。)	19,000円	18,600円
D3	72,800円以上 77,101円未満(特例世帯に該当する世帯に限る。)		6,000円	6,000円

	72,800円以上 77,101円未満(特例世帯に該当する世帯を除く。)	23,000円	22,600円
	77,101円以上 97,000円未満		
D4	97,000円以上 133,000円未満	29,800円	29,200円
D5	133,000円以上 169,000円未満	33,200円	32,600円
D6	169,000円以上 213,000円未満	35,500円	34,800円
D7	213,000円以上 257,000円未満		
D8	257,000円以上 301,000円未満	37,500円	36,800円
D9	301,000円以上 349,000円未満		
D10	349,000円以上 397,000円未満	40,000円	39,300円
D11	397,000円以上		

備考

- 1 納入義務者全員の市町村民税が非課税である世帯又は納入義務者の市町村民税所得割課税額の合計額が77,101円未満の世帯(特例世帯に該当する世帯に限る。)において、特定被監護者等が2人以上いる場合の利用者負担額は、利用者負担額の算定に係る支給認定子どもが当該特定被監護者等のうち年齢の高い順から2人目以降に当たる場合にあっては、無料とする。
- 2 備考1に定める場合のほか、納入義務者の市町村民税所得割課税額の合計額が57,700円未満の世帯において、特定被監護者等が2人以上いる場合の利用者負担額は、利用者負担額の算定に係る支給認定子どもが当該特定被監護者等のうち年

齢の高い順から2人目に当たる場合にあつてはこの表に定める額の2分の1に相当する額（当該額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り上げた金額）とし、当該支給認定子どもが当該特定被監護者等のうち年齢の高い順から3人目以降に当たる場合にあつては無料とする。

3 備考1及び備考2に定める場合のほか、同一世帯に支援法施行令第14条に規定する負担額算定基準子ども（同条に規定する小学校第三学年終了前子どもを除く。以下「就学前負担額算定基準子ども」という。）に該当する児童が2人以上いる場合の利用者負担額は、利用者負担額算定に係る支給認定子どもが当該就学前支給認定子どものうち年齢の高い順から2人目に当たる場合にあつてはこの表に定める額の2分の1に相当する額（当該額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り上げた金額）とし、当該支給認定子どもが当該就学前支給認定子どものうち年齢の高い順から3人目以降に当たる場合にあつては無料とする。

別表第3（第4条関係）

（平28規則19・平28規則40・平29規則9・一部改正）

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層 区分		利用者負担額（月額）	
階層 区分	定義	保育標準時間認定	保育短時間認定
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者が属する世帯	0円	0円
B0	市町村民税非課税世帯（特例世帯に該当する世帯に限る。）	0円	0円
B1	市町村民税非課税世帯（特例世帯に該当する世帯を除く。）	7,000円	6,800円
D1	納入義務者の市町 48,600円未満（特	7,300円	7,100円

村民税所得割課税 額の合計額が次の 区分に該当する世 帯	例世帯に該当する 世帯に限る。）		
	48,600円未満（特 例世帯に該当する 世帯を除く。）	14,500円	14,200円
D2	48,600円以上 72,800円未満（特 例世帯に該当する 世帯に限る。）	9,000円	9,000円
	48,600円以上 72,800円未満（特 例世帯に該当する 世帯を除く。）	21,000円	20,600円
D3	72,800円以上 77,101円未満（特 例世帯に該当する 世帯に限る。）	9,000円	9,000円
	72,800円以上 77,101円未満（特 例世帯に該当する 世帯を除く。）	25,500円	25,000円
D4	77,101円以上 97,000円未満		
D4	97,000円以上 133,000円未満	33,300円	32,700円
D5	133,000円以上 169,000円未満	40,600円	39,900円
D6	169,000円以上 213,000円未満	50,200円	49,300円

D7	213,000円以上 257,000円未満	56,000円	55,000円
D8	257,000円以上 301,000円未満	60,400円	59,300円
D9	301,000円以上 349,000円未満	73,000円	71,700円
D10	349,000円以上 397,000円未満	80,000円	78,600円
D11	397,000円以上	92,000円	90,400円

備考

- 備考1に定める場合のほか、納入義務者の市町村民税所得割課税額の合計額が77,101円未満の世帯（特例世帯に該当する世帯に限る。）において、特定被監護者等が2人以上いる場合の利用者負担額は、利用者負担額の算定に係る支給認定子どもが当該特定被監護者等のうち年齢の高い順から2人目以降に当たる場合にあつては、無料とする。
- 納入義務者の市町村民税所得割課税額の合計額が57,700円未満の世帯において、特定被監護者等が2人以上いる場合の利用者負担額は、利用者負担額の算定に係る支給認定子どもが当該特定被監護者等のうち年齢の高い順から2人目に当たる場合にあつてはこの表に定める額の2分の1に相当する額（当該額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り上げた金額）とし、当該支給認定子どもが当該特定被監護者等のうち年齢の高い順から3人目以降に当たる場合にあつては無料とする。
- 備考1及び備考2に定める場合のほか、同一世帯に就学前負担額算定基準子どもに該当する児童が2人以上いる場合の利用者負担額は、利用者負担額算定に係る支給認定子どもが当該就学前負担額算定基準子どものうち年齢の高い順から2人目に当たる場合にあつてはこの表に定める額の2分の1に相当する額（当該額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り上げた金額）とし、当該支給認定子どもが当該就学前負担額算定基準子どものうち年齢の高い順から3人目以降に当たる場合にあつては無料とする。

別記様式(第8条関係)

利用者負担額徴収員証		第 号
写真	所 属	
	部 室	課
	職 氏 名	
	年 月 日 生	
	年 月 日 発行	
兵庫 県 宝 塚 市 長 官 印		
57		
<p>1 この証は、他人に貸したり、譲ったりしてはならない。</p> <p>2 この証を失ったときは、その理由を添えて直ちに発行者に届け出ること。</p> <p>3 有効期限を経過したとき、又は退職したときは、直ちに発行者に返還すること。</p> <p style="text-align: center;">この証を拾得された方は、宝塚市役所(TEL0797-71-1141)へご連絡ください。</p>		

別記様式（第8条関係）

（平28規則19・一部改正）

